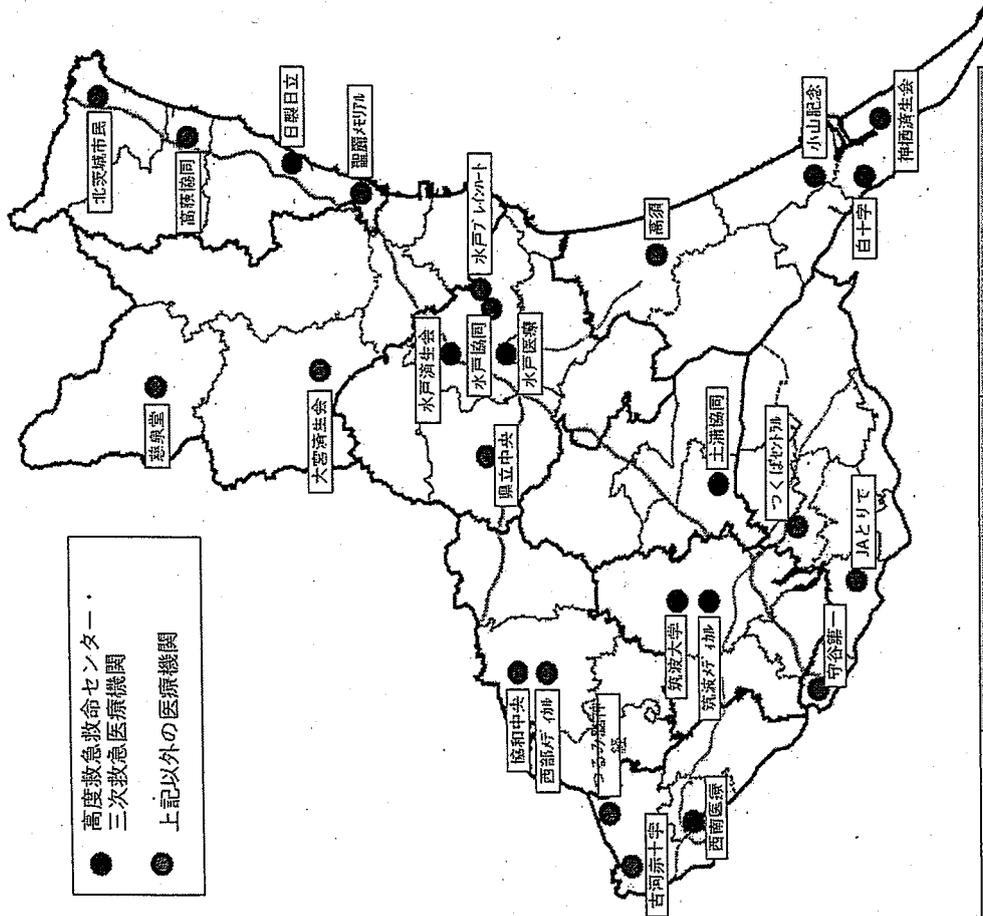


Join 県内導入状況と使用実績

年度	導入実績・導入率
H30	<p>◎東北地域（日立保健医療圏、岩手県保健医療圏、山形県保健医療圏、秋田県保健医療圏、青森県保健医療圏）における脳疾患分野での連携を開始。</p> <p>【導入医療機関】（8か所）</p> <p>日立総合病院、聖徳義塾病院、高萩協同病院、北茨城市民病院、慈泉堂病院、岩手県済生会病院、水戸医療センター、水戸アレンジャーハートセンター</p>
R1	<p>◎京西地域（古河・坂東保健医療圏、筑西・下妻保健医療圏、つくば保健医療圏）における脳疾患分野での連携を開始。</p> <p>【導入医療機関】（7か所）</p> <p>筑波大学附属病院、筑波メディカルセンター病院、西部メディカルセンター、協和中央病院、つるみ脳神経病院、古河赤十字病院、西南医療センター</p>
R2	<p>◎鹿行地域（鹿行保健医療圏、土浦保健医療圏）における脳卒中をはじめとした救急医療分野での連携を開始。</p> <p>【導入医療機関】（5か所）</p> <p>土浦協同病院、小山記念病院、白十字総合病院、神栖済生会病院、高須病院</p>
R3	<p>◎水戸地域及び取手・菅野地域における脳卒中をはじめとした救急医療分野での連携を開始。</p> <p>【導入医療機関】（6か所）</p> <p>水戸済生会病院、水戸協同病院、県立中央病院、JAとりにて総合医療センター、守谷第一病院、つくば北トラカ病院</p>
	<p>◎各地域の導入済み医療機関と救急医療分野において連携が見込まれる医療機関に対して導入を補助予定。</p> <p>（補助内容）</p> <p>導入医療機関：6か所 補助上限：4,700千円／1箇所 補助率：10/10</p>



	日立医療圏			全県		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
病院間連携	47件	83件	229件	71件	185件	444件
脳	31件	46件	185件	153件	181件	444件
脳以外	16件	37件	44件	18件	44件	44件
病院連携	151件	316件	2,276件	244件	2,276件	2,276件

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案の概要

(R3.5.28公布 医療法改正令)

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

- 1. 医療関係職種の業務範囲の見直し**（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】
タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。
- 2. 医師養成課程の見直し**（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置
①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

- 1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け**（医療法）【令和6年4月1日施行】
医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。
- 2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援**（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【令和3年4月1日等施行】
令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

- 3. 外来医療の機能の明確化・連携**（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求めめる外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】